

【参考資料3】 補足説明事項

1 業務委託料の算定方法について

(1) 本体業務契約の業務委託料について

①募集要項に記載の、本市が算出した1施設当たりの費用（契約上限価格）の税抜き価格に、応募事業者が「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載した「本体業務 1施設当たり（年間）」の縮減率を用いて、下記（例）のように算定し、消費税等を加えたものを1施設当たりの単価（千円未満切捨て）とする。

②各契約の業務委託料は①で算出した単価に施設数を乗じたものを業務委託料（1年）とし、それに5（年間）を乗じたものを業務委託料とする。

（例）1施設当たりの費用 契約上限価格：315,000円（税抜）

「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載の縮減率：15%

$$315,000 \text{円} \times (1-0.15) = 267,750 \text{円} \quad (\text{端数処理})$$

$$267,000 \text{円} \times 1.1 = \underline{293,700 \text{円}} \quad \cdots 1 \text{施設当たりの単価}$$

対象施設数が3施設 の場合

$$293,700 \text{円} \times 3 = 881,100 \text{円} \quad \cdots \text{本体業務契約の業務委託料(1年)}$$

契約期間5年

$$881,100 \text{円} \times 5 = \boxed{4,405,500 \text{円}} \quad \cdots \text{本体業務契約の業務委託料}$$

(2) 指示業務（点検等業務）に係る業務委託料について

①【参考資料5】点検費内訳に記載の、建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）等をもとに本市が算定した予定価格（税抜）に、応募事業者が「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載した当該点検項目の縮減率を用い、下記（例1）～（例3）のように算定した価格（千円未満切捨て）に消費税等を加えたものを業務委託料とする。

（例1） 電気工作物保守点検業務 本市予定価格：1,550,000円

「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載の当該点検項目の縮減率：5%

$$1,550,000 \text{円} \times (1-0.05) = 1,472,500 \text{円} \quad \text{端数処理}$$

$$1,472,000 \text{円} \times 1.1 = 1,619,200 \text{円} \cdots \text{指示業務に係る業務委託料}$$

（例2） 空調設備保守点検業務 本市予定価格：3,570,000円

「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載の当該点検項目の縮減率：32%

$$3,570,000 \text{円} \times (1-0.32) = 2,427,600 \text{円} \quad \text{端数処理}$$

$$2,427,000 \text{円} \times 1.1 = 2,669,700 \text{円} \cdots \text{指示業務に係る業務委託料}$$

（例3） 監理業務 本市予定価格：5,600,000円

「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載の当該項目の縮減率：13%

$$5,600,000 \text{円} \times (1-0.13) = 4,872,000 \text{円} \quad \text{端数処理なし}$$

$$4,872,000 \text{円} \times 1.1 = 5,359,200 \text{円} \cdots \text{指示業務に係る業務委託料}$$

2 点検等業務における市内業者の活用について

(1) 市内業者活用率の提案について

応募事業者が「業務実施に係る経費に関する提案書」に記載する「保守点検業務に係る市内業者活用率」は、「【参考資料5】点検費内訳」に示す各点検（●印のある点検のみ）の上限価格に各項目の縮減率を用いて得た価格の合計と、その価格のうち市内業者との契約予定価格との割合とする。【参考資料6】市内業者活用率算定表を参照のこと。

(例) ●印のある点検にかかる本市算定の予定価格の合計 1,000万円

応募事業者が提案した縮減率を用いて得た業務委託料の合計A 800万円

うち、市内業者との契約予定価格B 560万円 の場合

〈合計価格A〉 〈合計価格B〉

$$5,600,000 \text{円} \div 8,000,000 \text{円} = 70\%$$

※活用割合は少数第1位を切り捨てとします。

(2) 市内業者活用率の確認について

実際の再委託金額に対する市内業者との契約金額の割合は、公募時に示された「保守点検業務に係る市内業者活用率」以上の率とする必要がある。

(例) 提案する 市内業者活用率 70% の場合

〈市内業者金額の合計〉 〈再委託金額の合計〉

$$1,050,000 \text{円} \quad \div \quad 1,400,000 \text{円} \quad = \quad 75\% \quad > \quad 70\% \quad \cdots \quad \text{達成}$$

$$950,000 \text{円} \quad \div \quad 1,400,000 \text{円} \quad = \quad 67\% \quad < \quad 70\% \quad \cdots \quad \text{未達成}$$

※ 活用割合は少数第1位を切り捨てとします。

※ 未達成の場合は、ペナルティの対象となります。